

永田公園遊具等整備工事（設計・施工）
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

埼玉県吉川市

1 趣旨

本要領は、永田公園遊具等整備工事（以下「本工事」という。）について、設計・施工を一括で発注するにあたり、高度な知識や専門的な技術、創造性、構想力などを求める業務として、広く複数の事業者から企画の提案を受け、意欲や実績、業務遂行能力等を総合的に評価し、地方自治法第234条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により受注候補者（以下「候補者」という。）を選定するための手続きを定めるものである。

2 業務概要

(1) 工事名

永田公園遊具等整備工事（設計・施工）

(2) 履行場所

永田公園地内（埼玉県吉川市きよみ野四丁目10番地）

(3) 業務内容

- ① 本工事に係る測量、設計及び諸手続き 一式
- ② 公園施設整備工事 一式

(4) 施工条件

別紙1「永田公園遊具等整備工事（設計・施工）要求水準書」に基づき、「2 業務概要」の「(3) 業務内容」の業務を行うこと。

(5) 履行期間

契約締結日から令和10年1月28日（金）まで
（内、測量・設計期間：令和9年2月26日（金）まで）

(6) 提案限度額

50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、本工事を十分に理解し、かつ実現可能な提案を行うことのできる企業又は複数の企業で構成する企業体（以下「企業体」という。）とし、企業体として参加する場合は、企業体構成員届（様式第5号）を提出すること。

また、次に掲げる要件を遵守すること。

- ① 単独企業又は企業体で参加する場合、他の企業構成員としての参加は不可とする。
- ② 企業体として参加する場合、質問や提出書類は代表企業がとりまとめて行うこと。

(2) 本プロポーザルに参加する者は次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生

手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

③ 租税を完納していること。

④ いずれの地方公共団体からも指名停止の措置を受けていないこと。

⑤ 吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

(3) 令和7・8年度吉川市建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。また、令和9・10年度に関しては、募集開始後、速やかに建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登録すること。ただし、企業体の場合は、各々が登録していること。

(4) 造園工事業に係る業種登録があること。ただし、企業体の場合は、代表構成員が同登録を有していること。

(5) 建設業法（昭和24年法律第100号）及び吉川市建設工事における技術者の専任に係る取扱要綱（平成29年4月1日施行）に従い、主任技術者及び現場代理人を工事現場に適切に配置できること。

4 全体のスケジュール

全体のスケジュールは、下記のとおりとする。ただし、都合により変更となる場合がある。なお、現地視察を希望する場合は、あらかじめ担当部署へ連絡すること。

項目	スケジュール
実施要領等の公表、公募開始	令和8年4月30日（木）
質問書受付期限	令和8年5月22日（金）午後4時30分まで
質問書回答期限	令和8年5月29日（金）午後4時30分まで
参加申込書類提出期限	令和8年6月12日（金）午後4時30分まで
企画提案書類提出期限	令和8年7月10日（金）午後4時30分まで
第1次審査（書類審査）の結果通知	令和8年7月下旬頃
第2次審査の実施通知	令和8年7月下旬頃
第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年8月上旬頃
候補者選定結果通知・公表	令和8年8月中旬頃
契約締結	令和8年8月下旬頃
履行期間	契約締結日から令和10年1月28日（金）まで （内、測量・設計期間：令和9年2月26日（金）まで）

5 参加申込

本プロポーザルの参加申込者（以下「企画提案者」という。）は、次の書類を提出すること。企業体で参加する場合、②～⑤については、全ての企業が提出すること。

なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要（様式第2号）
- ③ 工事（納入）実績（様式第3号）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 納税証明書写し（法人税、固定資産税）
- ⑥ 企業体構成員届（様式第5号）（企業体で参加する場合のみ提出）

(2) 提出方法

直接持参又は郵送（書留）によることとし、直接持参する場合は、土、日、祝日を除く、午前9時00分から午後4時30分までとする。

(3) 提出先

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
吉川市都市計画部都市計画課 公園緑地担当
連絡先 電話：048-982-9901（直通）

(4) 提出期限

- ① 直接 令和8年6月12日（金）午後4時30分まで
- ② 郵送 令和8年6月12日（金）必着

6 企画提案

本プロポーザルの企画提案者は、次の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ① 実施体制及び業務基本方針等（様式第6号）
業務実施に当たっての組織体制及び業務実施における基本的方針や留意点、特記事項等を記載すること。
- ② 予定下請業者（様式第7号）
- ③ 企画提案書（様式第8号）

【添付書類】

- ア 提案目的物の概要図（完成予想イラスト）
- イ 配置計画図
- ウ 製品の寸法や材質のわかる構造図（平面図、立面図、側面図）
- エ 工程計画書（様式任意）
- オ 参考見積書（様式任意）及び工事費内訳書（様式第9号）
- カ その他必要に応じて補足説明資料

※完成予想イラストは、過大な表現は避け、現実スケールに近い表現とすること。

※構造図は、遊具の高さ等の規格を提案目的物すべてについて明記すること。

※工程計画書は、設計、製造、施工までの作業に係る計画書を作成すること。

※図面及び工程計画書はA3片面印刷とし、極力枚数を減らした上でA4サイズに製本して提出すること。

※会社名等が判別できる表現、ロゴ等は記載しないこと。

(2) 提出方法

直接持参又は郵送（書留）によることとし、直接持参する場合は、土、日、祝日を除く、午前9時00分から午後4時30分までとする。

(3) 提出物・部数

① 企画提案書（正本） 1部 ※正本：会社名記載有り、押印有り

② 企画提案書（副本） 10部 ※副本：会社名記載無し、押印無し

※副本は、CD-ROMにより、データも併せて提出すること。

(4) 提出先

「5 参加申込」の「(3) 提出先」と同じ

(5) 提出期限

① 直接 令和8年7月10日（金）午後4時30分まで

② 郵送 令和8年7月10日（金）必着

(6) その他

① 複数の企画提案を行うことはできない。

② 提出期限後における企画提案書類の差し替え（再提出）及び変更はすることはできない。

③ 提出された企画提案書類の著作権は企画提案者に帰属するが、市が本プロポーザルの評価及び報告等のため必要な場合は、複製、使用することができるものとする。

④ 本プロポーザルに関する公文書公開請求があった場合は、吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

7 第1次審査（書類審査）

市が設置する「永田公園遊具等整備工事事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された参加申込書類及び企画提案書類により、審査を行い、評価点の上位3者を第2次審査の対象とする。

ただし、企画提案者が3者に満たない場合は、全ての企画提案者について第2次審査を行うこととする。第1次審査の結果については、決定次第、企画提案者へ通知する。

8 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

選定委員会において、企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行い、候補者を選定する。

なお、企画提案者が第2次審査に出席しなかった場合は、審査対象外とみなし、評価を行わない。

(1) 日時

令和8年8月上旬（予定）

※実施の詳細については、決定次第、企画提案者へ通知する。

(2) 場所

吉川市役所内

(3) 時間構成

1者につき約40分

(準備：5分以内、企画提案書の説明：25分以内、質疑：10分以内)

(4) 留意事項

- ① パワーポイント等による動画や画像の投影については、その内容が企画提案に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。その際、スクリーン、プロジェクター、ケーブル及び電源コンセントは市で用意するが、パソコン、その他必要な機器等は各企画提案者が用意すること。
- ② 企画提案者については、管理責任者を必須とし、人数の上限は3名とすること(パソコン操作員を含む)。

9 候補者の選定

- (1) 選定委員会において、提案内容について評価された点数を基に、総合評価点の高い順に順位を決定する。最高得点の企画提案者を候補者として選定し、第2位を次点候補者とする。ただし、総合評価点の最高得点を獲得した企画提案者が複数あった場合は、委員の投票で決する。委員の投票が同数の場合は、委員長が投票した企画提案者を契約候補者とする。
- (2) 企画提案に係る評価項目、評価の内容・着目点及び評価配点は、「表1 企画提案に係る評価基準」のとおりとする。
- (3) 選定結果については、企画提案者に通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。
- (4) 審査の結果、総合評価点が60点に満たなかった場合は、契約候補者として選定しない。

表1 企画提案に係る評価基準

企画提案に係る評価は、選定委員会において、次の評価配点の合計点数（満点：100点）により行うものとする。

評価項目	評価の内容・着目点	評価配点
工事体制	測量から工事完了まで、円滑な業務遂行を可能とする組織体制を構築している。また、専門性の高い技術者等を配置している。	10
	企業又は企業体に市内業者が構成している。又は、下請業者に市内業者が構成している。	
企業実績	本工事と同程度又はそれ以上の工事等の実績がある。	5
価格の節減	設計・工事費の節減に努め、提案限度額を下回る提案がされている（提案限度額に対し、10%以上、9%～6%、5%～2%、1%、0%の減額に応じて配点）。	10
公園コンセプト	周辺景観との調和が図られ、永田公園のコンセプトである「山と水の公園」のシンボリックな遊具等の提案となっている。	5
提案内容	永田公園の特徴である築山や樹木などの既存資源を活用した魅力的な提案となっている。	40
	子どもたちの想像力や冒険心などを育む遊具等の提案となっている。	
	多様な利用者の特性や安全性に配慮した企画を提案している（インクルーシブデザイン）。	
	車いす利用者など、より多くの方が利用できる企画を提案している（バリアフリーデザイン・ユニバーサルデザイン）。	
安全に対する配慮	遊具等については、絡まり、引っ掛かり、挟み込みなどへの安全性が十分配慮されている。また、安全な動線確保、落下対策等を提案している。	10
	保護者や介助者の見守り場所や熱中症対策となる休養施設等の提案がある。	
維持管理	遊具等の劣化軽減や耐久性、耐候性に配慮された素材での提案となっている。	10
	遊具等の施設修繕や部材交換等のメンテナンス性に優れている。	
その他提案	上記の項目以外で公園の魅力が向上するような積極的な追加提案がある。	10
合 計		100

1 0 企画提案者の失格

企画提案者のうち、次のいずれかに該当する場合は参加資格を取り消し、失格とする。

- (1) 提出書類に嘘偽の記載があった場合
- (2) 提出期限を過ぎて、企画提案書が提出された場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 事業者選定の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 消費税及び地方消費税を含む提案額が50,000,000円を超えている場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、選定委員会が失格と判断した場合

1 1 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年5月22日（金）午後4時30分まで

(2) 提出方法

質問書（様式第10号）を電子メールにより提出

(3) 提出先

吉川市都市計画部都市計画課 公園緑地担当

E-mail : toshikei2@city.yoshikawa.saitama.jp

電子メールの表題は「永田公園遊具等整備工事（質問書）」とすること。メールの受信確認後、市から受信した旨をメールにて返信するので、受付期限の翌日までにメールが届かない場合は、電話（048-982-9901）により市に連絡をすること。

(4) 回答期限

令和8年5月29日（金）までに一括回答とする。

なお、回答内容は、本プロポーザルに関する質問のみ回答することとし、市ホームページに掲載する。また、回答内容のうち必要な情報は、本要領又は別紙1「永田公園遊具等整備工事（設計・施工）要求水準書」の追加又は修正箇所とみなし反映するものとする。

1 2 候補者との契約

(1) 契約方法

- ① 「9 候補者の選定」により選定された候補者と業務内容の詳細について協議し、仕様書等の調整を行ったうえで契約を締結するものとする。
- ② 契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び吉川市契約規則（昭和39年吉川市規則第2号）の規定に基づき締結する。
- ③ 選定された候補者が契約の締結を拒否した場合、審査における次点候補者を契約の相手方とみなし、契約を締結する。

(2) 契約金額

候補者より提出された参考見積書の金額を上限として決定する。

(3) 契約保証金の納付

契約締結後、契約者は吉川市契約規則（昭和39年吉川市規則第2号）第33条の規定（契約金額の100分の10以上）に基づき、契約保証金を納付するものとする。ただし、同規則第34条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(4) 前払金の支払い

吉川市公共工事の前払金取扱要綱（平成4年12月4日告示第51号）の規定に基づき、本工事に関して契約者から請求があった場合に請負代金額の10分の4以内で前払金を支払うものとする。なお、吉川市公共工事部分払取扱要綱（平成4年12月4日告示第50号）は適用しない。

1.3 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 著作権

提出された企画提案書及び添付書類にかかる著作権は、企画提案者に帰属するものとする。なお、第三者に帰属する著作権（既存公知のキャラクター等）の使用の責は、使用した企画提案者に全て帰するものとする。

(2) 提出書類等

市は、本プロポーザルに関する公表及びその他市が必要と認めるときは、提出された企画提案書及び添付書類を複製、使用できるものとする。

1.4 その他留意事項

(1) 提案者より提出された書類は、返却しない。

(2) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(4) 参加申込や企画提案書類の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第10号）により、速やかに辞退する旨を担当部署へ通知すること。

(5) 本プロポーザルにおいて知り得た市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。

(6) 本プロポーザルの実施期間中（契約締結までの期間を含む）において、関係者に対し、本プロポーザルの内容に関する確認等についての接触を禁止する。

1.5 担当部署

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

吉川市都市計画部都市計画課 公園緑地担当

連絡先 電話：048-982-9901（直通）

FAX：048-981-5392

E-mail：toshikei2@city.yoshikawa.saitama.jp